

# 地方競馬全国協会 会報

第 293 号 平成 19 年 9 月

## 目 次

<u>公示・入所試験関係</u>	第 88 期騎手候補生の募集
<u>競馬関係</u>	
登録関係	馬主及び馬の登録数調べ
<u>協会への通知等</u>	
省令等	競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律の一部の施行について
告示	農林水産省告示第 1085 号
その他	馬インフルエンザのまん延防止の基本方針について (抜粋)
<u>できごと</u>	平成 19 年 8 月

## 第 88 期騎手候補生の募集

第 88 期騎手候補生を下記のとおり募集する。

平成 19 年 9 月 25 日

地方競馬全国協会 会長 山田 榮 司

### 記

#### 1 募集人員

15 名以内

#### 2 試験を行う場所及び日時

##### (1)試験場

地方競馬全国協会 地方競馬教養センター(以下「当協会教養センター」という。)

(〒329-2807 栃木県那須塩原市接骨木 443)

##### (2)日時

平成 20 年 1 月 9 日(水)・1 月 10 日(木)の 1 泊 2 日、初日は午前 10 時開始。

(備考)上記の日時については、都合により変更することがある。また、受験者の  
宿泊所及び食事(4 回)は、協会が用意する。

#### 3 受験者の資格

##### (1)年齢等

平成 20 年 3 月中学校卒業見込みの者及び中学校卒業以上の学歴を有する者で  
平成 20 年 4 月 1 日現在 15 歳以上 20 歳以下(昭和 62 年 4 月 2 日から平成 5 年  
4 月 1 日までの間に生まれた者)であること。

##### (2)身体

###### 体重

平成 20 年 4 月 1 日現在 15 歳の者については 44.0 ㎏以下、16 歳の者につ  
いて 45.0 ㎏以下、17 歳以上の者については 46.0 ㎏以下であること。

###### 視力

両方の眼とも裸眼(メガネ、コンタクト等を用いない)で 0.6 以上であること。

###### 色別力

全色盲又は全色弱でないこと。

聴力

両方の耳とも強度の難聴でないこと。

(4) 乗馬経験

問わない。

(5) その他

成年被後見人及び被保佐人又は破産者で復権を得ない者、禁錮以上の刑に処せられた者及び競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者のいずれにも該当しないこと。

受験申請書提出時において、申請書をもとに申請者の受験資格について審査を行い、申請者が受験資格を満たしていない場合は、申請を受け付けない。

4 受験申請の手続き

(1) 受験申請に必要な書類等

受験申請書

履歴書

住民票記載事項証明書（世帯全体のもの。提出日前 3 か月以内に作成されたものに限る。）

念書（成年被後見人及び被保佐人又は破産者で復権を得ない者、禁錮以上の刑に処せられた者及び競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者のいずれにも該当していない旨を記載して記名押印し、又は署名したもの）

親権者又は後見人の同意書

最終学校の学業成績証明書（封印したものに限る。学校の都合により交付が受けられない場合は、学校長がその旨を証明した書類を提出すること。ただし、過去に受験した者で、最終学校卒業後に作成された学業成績証明書を提出した者については、提出は必要ない。）

健康診断書（提出日前 3 か月以内に作成されたものに限る。できる限り公立病院、大学の附属病院又は総合病院で受診すること。）

写真 3 葉（端正な服装をした縦正面上半身脱帽のライカ版[縦 36 ミリメートル、横 24 ミリメートル]の写真で、3 か月以内に撮影したもの。裏面に氏名を記載すること。）

郵便切手 80 円分

（備考）

1 上記の から までの書類については、当協会所定の用紙を使用するものとし、

用紙は当協会教養センター又は別記の駐在員に申し出て受け取ること。郵送を希望する場合は、140 円分の切手を同封して当協会教養センターに請求すること。

なお、メールで送付を希望する場合は、末尾のアドレスに件名「受験申請書請求」と明記のうえメールで請求すること。

2 主催者からきゅう務員の認定を受けている者については、及び の書類の提出は必要ない。

3 上記の の書類については、申請者が外国人の場合には、これに代えて外国人登録済証明書を提出することになるので、当協会教養センターに問い合わせること。

4 提出された応募書類は、一切返還しない。

#### (2)受験申請書等の受付期間及び提出先

受験申請書等は、平成 19 年 11 月 5 日(月)から同年 11 月 30 日(金)までの間に当協会教養センター(〒329-2807 栃木県那須塩原市接骨木 443)に直接郵送するか、別記の駐在員を経由して同センターに提出すること。

### 5 試験科目

#### (1)身体

体重の測定並びに視力、色別力及び聴力の検査

#### (2)学力

一般教養(国語、数学及び社会等)についての筆記試験(中学校卒業程度)

#### (3)運動機能検査

以下の 12 種目による運動能力の検査

〔平衡性〕閉眼片足立ち

〔敏捷性〕サイドステップ、ジャンプステップテスト、シャトルラン

〔瞬発力〕垂直跳び

〔筋持久力〕上体起こし、懸垂

〔心肺持久力〕1500メートル持久走

〔筋力〕握力、背筋力

〔柔軟性〕上体そらし、立位体前屈

#### (4)人物(面接等)

口頭試問等による騎手候補生としての適性審査

## 6 受験時の注意

- (1)試験場には、指定する時刻までに必ず集合すること。
- (2)筆記用具、運動のできる服（上・下）及び運動靴並びに宿泊に必要な衣類、洗面用具等を持参すること。
- (3)試験当日体重測定を実施するが、受験資格体重を超えた者は受験することができない。

## 7 合格基準

当協会騎手候補生入所試験合否判定基準に基づき判定し、15名以内を合格者とする。

## 8 試験結果の通知

試験の結果は平成20年2月中旬、協会から受験者に通知する。

## 9 入所の許可

協会は、試験に合格した者に対し当協会教養センターへの入所を許可する。

## 10 入所許可の取り消し

- (1)協会は、入所を許可した者で入所の日に受験資格体重から2kgを超過した者は、入所の許可を取り消す。
- (2)協会は、入所を許可した日から入所日までの間に、騎手候補生として相応しくないと判断した場合は、入所の許可を取り消す。

## 11 養成期間

原則として平成20年4月から平成22年3月までの2年間

## 12 養成場所

当協会教養センターにおいて全寮制で行う。ただし、5か月間の実習は、所属予定調教師のもと各競馬場等で行う。

## 13 入所中に必要な経費

### (1)学費（2年間分）

入 学 金	授 業 料	合 計
56,000 円	627,000 円	683,000 円

\* 入学金については一括納入、授業料については、原則として学期毎の納入。ただし、候補生の保護者の家庭状況により、協会が別に定める規程に従い、猶予(修了後に後払い)することがある。

(2) その他の経費 (2年間分)

食 材 費
約 690,000 円

\* 協会は、在所中の食事にかかる材料費の負担について、騎手候補生の保護者が生活保護を受けている等の理由により負担が困難である者については、「食事に要する費用負担に関する実施要領」の定めるところにより、その徴収を猶予又は免除することがある。

\* 協会は、訓練に必要な装具(乗馬ズボン、乗馬靴、保護具等)、教材、防寒着等の経費を負担する。

なお、この他、通信費、日用雑貨購入費、嗜好品代等日常生活における経費についても本人負担とする。

14 養成期間中の待遇等

(1) 騎手候補生が訓練に起因する事故等により傷病にかかったとき又は死亡した場合には、「地方競馬全国協会講習生災害補償給付規程」の定めるところにより災害補償給付を行う。

(2) 入所中の第 4 学期に、当協会教養センターにおいて騎手免許試験を受験することができる。

15 就業予定競馬場の決定

当協会教養センター入所までに就業予定競馬場が決定していることが望ましいが、入所時点で就業予定競馬場が決定していない者は、競馬場実習の開始時までに就業予定競馬場を決定しなければならない。

この場合において、当協会教養センターは必要に応じ本人等の希望を聴取したうえ、主催者等に対し紹介を行う。

16 受験中の事故の取扱い

受験中に生じた傷害等の事故については、協会はその責を負わない。

( \* 希望者は、試験期間中簡易傷害保険に受験者負担[500 円]で加入することができる。 )

17 その他

(1) 入所内定者を対象に合宿形式での体験入所を次の要領で実施します。

実施時期 平成 20 年 3 月下旬

場 所 地方競馬教養センター

体験内容 オリエンテーション、寮生活、乗馬、馬手入れ、きゅう舎作業等

なお、体験入所時にも体重測定を実施しますが、当日の体重が受験資格体重から2kgを超過した者は、入所の許可を取り消します。

(2)以上の事項につき不明な点があれば、当協会教養センター又は別記の駐在員に問い合わせること。

## 別記

## 駐在員名簿

担当地区	氏名	連絡場所		電話
北海道	清水 目 稔	地方競馬全国協会 札幌駐在員事務所	〒060-0003 札幌市中央区北三条西 7-1 (第1水産ビル6F)	(011)261-7689
岩手県	坂 東 義 和	岩手競馬組合事務局	〒020-0803 岩手県盛岡市新庄字八木田 10	(019)626-7717
埼玉県		地方競馬教養センター	〒329-2807 那須塩原市接骨木 443	(0287)36-5511
千葉県		同上	同上	同上
東京都		同上	同上	同上
神奈川県	長谷川 昂 史	神奈川県川崎競馬組合 小向駐在事務所	〒212-0002 川崎市幸区小向仲野町 15-4	(044) 511-8449
石川県	柏 倉 康 秀	石川県競馬事業局	〒920-3105 金沢市八田町西 1	(076) 258-5761
岐阜県	中 村 昌 之	岐阜県地方競馬組合事務局	〒501-6191 岐阜県羽島郡笠松町若葉町 12	(058) 387-3601
愛知県	長 尾 茂 行	愛知県競馬組合事務局	〒455-0069 名古屋市港区泰明町 1-1	(052) 661-9980
兵庫県	太 田 敬 三	兵庫県競馬組合事業部気付	〒661-0951 尼崎市田能 2-1-1	(06) 6491-0667
広島県	八 木 隆	福山市競馬事務局	〒720-0823 福山市千代田町 1-1-1	(0849) 53-0828
高知県	荻 野 圭 吾	高知県競馬組合事務局	〒781-0271 高知市長浜宮田 2000	(088) 841-5123
佐賀県	及 川 彰 則	佐賀県競馬組合事務局	〒841-0073 鳥栖市江島町字西谷 3256-228	(0942) 83-4538
熊本県	飯 野 学	荒尾競馬組合事務局	〒864-0003 荒尾市宮内出目 72	(0968) 62-4133

地方競馬全国協会 地方競馬教養センター (電話 0287-36-5511)

〒329-2807 栃木県那須塩原市接骨木443

e-mail jockey-nar@par.odn.ne.jp

## 馬主および馬の登録数調べ

### 平成 19 年 8 月分 登録件数等

区 分	登 録	抹 消	登録証 再交付	登録事項変更			
				住所	馬主	馬名	他
馬 主	0	2	3	6	/	/	1
馬	469	178	0	/	147	4	5

### 競走種別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平 地			ばん えい	計
	サラ系	アラ系	小計		
1 歳	0	0	0	0	0
2 歳	221	1	222	0	222
3 歳	190	0	190	0	190
4 歳	27	0	27	0	27
5 歳	15	0	15	0	15
6 歳以上	15	0	15	0	15
計	468	1	469	0	469

ただし、登録事項の変更及び抹消については 8 月中に事務処理済みの件数である。

## 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律の一部の施行について

(平成19年8月31日19生畜第1136号)  
(農林水産省生産局長から地方競馬全国協会会長あて)

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律(平成19年法律第76号。以下「改正法」という。)については、競馬法施行令及び日本中央競馬会法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第255号)並びに競馬法施行規則の一部を改正する省令(平成19年農林水産省令第67号)及び日本中央競馬会法施行規則の一部を改正する省令(平成19年農林水産省令第68号)とともに、その一部が平成19年9月1日から施行されることとなったので、下記の事項に留意の上、適正かつ円滑な運用について、格段の御配慮をお願いします。

### 記

#### 第1 改正法の趣旨

日本中央競馬会(以下「競馬会」という。)及び地方競馬全国協会(以下「協会」という。)については、平成17年12月に閣議決定された行政改革の重要方針の中で改革の方向性が示されたところである。一方、我が国の競馬は、近年の景気の低迷、趣味や娯楽の多様化等に伴い売上げの減少が続いており、特に地方競馬においては、平成3年度以降売上げが大きく落ち込み、ピーク時の4割を下回る水準まで減少するなど大変厳しい状況となっている。

競馬をめぐるこのような状況にかんがみ、行政改革の重要方針を実施するとともに、地方競馬の活性化を図るための措置を講ずることとし、競馬法(昭和23年法律第158号)及び日本中央競馬会法(昭和29年法律第205号。以下「競馬会法」という。)の一部が改正されたものである。

今回は、改正法で講じられた措置のうち、競馬会に係る改正、払戻金の上乗せ及び1号交付金の還付について施行するほか、場外設備の変更手続及び競走の実施に係る区域制限について規制緩和を行うための措置等を講じるものである。

#### 第2 競馬会に係る改正

##### 1 大臣の関与及び規制の緩和

###### (1) 規約に関する大臣の関与及び規制の緩和

競馬会法第8条に基づく規約については、その設定及び変更について農林水産大臣の認可が必要とされているが、競馬会の自主性・自律性を高める観点から、規約で定められているもののうち、職員の任免に関する規定(就業規則)並びに役員及び職員の給与に関する規定については、規約の対象から除外し、農林水産大臣の認可を要し

ないこととされた（競馬会法第8条第1項）。

また、役員及び職員の給与については、これに関する規程の制定及び変更に当たり、その適正性を確保する観点から、経営委員会の議決を経ることとされた（競馬会法第8条の3第2項第5号）。

なお、競馬会に係る改正規定の施行の際現に定められている規約であって役員及び職員の給与に関するものは、その制定について競馬会法第8条の3第2項の規定による経営委員会の議決を経た役員及び職員の給与に関する規程とみなすこととされた（改正法附則第8条）。

さらに、規約一般について、軽微な変更は農林水産大臣の認可を要しないこととされ（競馬会法第8条第3項ただし書）、当該軽微な変更は、地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更、競馬会法その他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更とされた（日本中央競馬会法施行規則（昭和29年農林省令第56号）第2条の2）。

## （2）役員任免に関する大臣の関与及び規制の緩和

副理事長及び理事については、理事長による任免に当たり、農林水産大臣の認可を要するとされているが、競馬会の自主性・自律性を高める観点から、農林水産大臣の認可に代えて、経営委員会の同意を要することとされた（競馬会法第11条第2項）。

なお、競馬会に係る改正規定の施行の際現に在職する副理事長又は理事である者は、それぞれ一部施行日（平成19年9月1日）に競馬会法第11条第2項の規定により副理事長又は理事として任命されたものとみなすこととされ、この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、一部施行日における副理事長又は理事としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とされた（改正法附則第9条）。

## 2 内部組織の改組

### （1）経営委員会の設置

経営委員会は、農林水産大臣の関与及び規制の緩和を行う中で、競馬会の適正な業務運営を確保するとともに、その経営に外部の知見と活力を反映することにより、その一層の効率化を図るために、設置することとされたものである（競馬会法第8条の2）。

具体的には、経営委員会は、

経営に関する重要事項の意思決定として、ア 競馬会の経営の基本方針及び経営の目標その他競馬会の業務の運営の重要事項の決定、イ 予算及び事業計画、決算、定款の変更、規約の制定及び変更、役員及び職員の給与に関する規程の制定及び変更等の議決を行うとともに、

自らの行った意思決定が業務執行を通じて適正に具現化されることを担保するため、ア 競馬会の経営の目標の達成状況の評価、イ 役員職務執行の監督を行うこととなるものである（競馬会法第8条の3）。

## (2) 審査会の廃止及び学識経験者からの意見聴取

今回の法改正により、競馬会に経営委員会を設置することとされたが、特殊法人改革においては「組織・業務の自己増殖」が特殊法人の弊害の一つとして厳しく批判されており、特殊法人の制度設計に当たっては、これに十分に留意する必要があるため、組織の肥大化を抑制する観点から、既存の内部組織の見直しを行った結果、審査会を廃止することとされた。

しかしながら、外部の学識経験者の意見聴取を通じた適正な手続の確保という審査会がこれまで果たしてきた役割は引き続き重要であることから、競馬会が馬主の登録等を行おうとするときは、外部の学識経験者の意見を聴くこととされ（競馬会法第20条）、当該学識経験者は、法律に関し学識経験を有する者、社会に関し学識経験を有する者、競馬に関し学識経験を有する者とされた（日本中央競馬会法施行規則第2条の8）。

## (3) 運営審議会に係る改正

経営委員会の設置後は、同委員会が、競馬会の経営に関する重要事項を決定することとなるが、中央競馬は、競馬会のほか、馬主、生産者、調教師及び騎手、競馬ファンなど多様な関係者が関与して行われるものであり、競馬の実施にこれらの競馬関係者等の専門的な意見を反映する必要性は今後とも変わらないことから、運営審議会については引き続き理事長の諮問機関として存続することとされた（競馬会法第16条及び第17条）。

ただし、委員の定数については、経営委員会を設置するに当たり、競馬会の組織の自己増殖とならないよう、現行の半分の10人とすることとされた（競馬会法第17条第1項）。このため、一部施行日の前日において委員である者の任期は、その日に満了することとされた（改正法附則第10条）。

また、規約で定める事項のうち会計に関する規定については、今後の運営審議会に期待される競馬関係者の専門的な知見を反映する余地が少ないものであること、また、これについて適正な判断ができる外部の有識者から構成される経営委員会が設置され、その制定及び変更について同委員会が議決することで、外部の者の意見を聴くことにより競馬会の業務運営を適切に行うという運営審議会の意見聴取の趣旨は達成されることから、運営審議会の意見を必ず聴かなければならない事項とはしないこととされた（競馬会法第16条第3項第4号）。

## 3 役員の責任を明確にする仕組みの導入

今回の改正においては、競馬会の自主性・自律性を高めるため、農林水産大臣の関与及び規制が緩和されたところであるが、これに伴い役員の競馬会の業務運営についての責任が厳しく問われることとなるものであり、行政改革の重要方針においても組織運営の一層の効率化を図るため、経営不調時における役員解任規定の導入が求められたところである。

このため、「競馬会の役員として不相当と認められるとき」との現行の解任の要件を

競馬会の業務の運営状況に着目して明確化し、競馬会の業務の運営状況が悪化した場合の役員の解任規定を新たに設けることとされた（競馬会法第33条第3項）。

### 第3 払戻金の上乗せ

#### 1 改正の概要

(1) 勝馬投票券の売上げが減少傾向にある中で、売上げの維持・向上を図るためには、ファンサービスの充実が重要である。競馬をより魅力的なものとし、ファンをひきつけるための最も効果的な施策の一つは払戻金を増額することであり、競馬会及び都道府県又は指定市町村（以下「地方競馬主催者」という。）の経営の自主性を高め、他の公営競技等との競合の中で、売上げの維持・向上を図る観点から、競馬の魅力向上のための新たなファンサービスとして、払戻金の上乗せを行うことができることとされた。

具体的には、

特定の競走及び勝馬投票法の種類ごとの勝馬投票券の売得金の額に政令で定める率を超えない範囲内の率を乗じて得た額を当該勝馬に対する各勝馬投票券に按分した額に相当する金額（以下「1号給付金」という。）を勝馬投票の的中者に対し、交付すること

払戻金が勝馬投票券の券面金額以下となる場合（端数切捨てにより勝馬投票券の券面金額となる場合を含む。）において、当該勝馬に対する各勝馬投票券につき、その券面金額の10分の1に相当する金額（以下「2号給付金」という。）を勝馬投票券の的中者に対し、交付すること

ができることとされた（競馬法附則第5条及び第6条）。

また、政令で定めるとされている1号給付金に係る上乗せの上限の率については、100分の5とされた（競馬法施行令（昭和23年政令第242号）第24条第1項及び第25条）。

(2) 1号給付金又は2号給付金の交付を行った場合は、競走及び勝馬投票法の種類ごとの1号給付金又は2号給付金の額を、競馬の終了後、競馬会にあっては15日以内に、地方競馬主催者にあっては30日以内に農林水産大臣に届け出ることとされた（日本中央競馬会法施行規則第10条第4号及び競馬法施行規則（昭和29年農林省令第55号）第51条第5号）。

#### 2 留意事項

(1) ファンへの周知

今回の改正による払戻金の上乗せは、特定の競走について実施する、特定の日に行われる競走について実施する等交付の対象となる競走について競馬会又は地方競馬主催者の経営判断により様々な選択が可能とされており、また、交付の対象となる勝馬投票法の種類及び1号給付金に係る上乗せの率についても、同様に選択が可能とされている。

このため、競馬会及び地方競馬主催者は、1号給付金又は2号給付金の交付を実施

する場合には、交付の対象となる競走及び勝馬投票法の種類等実施内容のファンへの周知を十分に図ることとされたい。

## (2) 認可申請に係る留意事項

競馬会及び地方競馬主催者は、1号給付金又は2号給付金の交付に係る農林水産大臣の認可を受けようとするときは、1号給付金又は2号給付金を交付する競走及び勝馬投票法の種類、1号給付金に係る上乘せの率、1号給付金又は2号給付金の交付見込額を記載した認可申請書を提出することとされた(競馬法施行規則第54条の2及び第54条の4第1項)。

また、地方競馬主催者については、これに加え、競馬の事業の収支の状況も併せて認可申請書に記載することとされた(競馬法施行規則第54条の4第1項第4号)。

競馬会は、1号給付金又は2号給付金の交付に係る認可申請に当たっては、1号給付金又は2号給付金の交付を実施する年度の予算及び事業計画との整合性の確保に留意されたい。また、地方競馬主催者は、当該認可申請に当たっては、その競馬事業の経営状況を十分に精査し、1号給付金又は2号給付金の交付を実施した事業年度の収支が悪化することのないようにされたい。

なお、競馬会及び地方競馬主催者は、十分な時間的余裕をもって、農林水産大臣へ認可申請を行うこととされたい。

## 第4 1号交付金の還付

### 1 制度の趣旨

1号交付金(競馬法第23条第1項第1号の規定による交付金をいう。以下同じ。)の還付制度は、地方競馬をめぐる厳しい状況にかんがみ、既に1号交付金の使途の特例として位置付けられている認定競馬活性化計画に基づく事業や1号交付金の交付猶予措置に加えて更なる特例として措置されるものである。

このため、地方競馬主催者の連携の促進等の取組により事業収支の改善を図る認定競馬活性化計画の策定とこれに基づく事業に対する支援を通じて地方競馬全体の底上げを図ることが喫緊の課題である中で、他の地方競馬主催者と連携して認定競馬活性化計画に基づく取組の効果の発揮を待つ時間的・経済的な余裕のない地方競馬主催者に限り、時限的に認めることとしている。

### 2 制度の概要

具体的には、地方競馬主催者は、その競馬事業の収支が著しく不均衡な状況等にあるため、特定事業収支改善措置以外の方法では収支の改善を図ることが困難であると農林水産大臣が認めた場合において、平成20年度から平成24年度までの間に特定事業収支改善措置を実施したときは、当該措置に要した費用の額について、当該措置を実施した年度の翌年度に農林水産大臣の認定を受け、当該地方競馬主催者に係る1号交付金のうち当該認定を受けた額に相当する金額を還付することとされた(競馬法附則第7条)。

また、特定事業収支改善措置は、次に掲げる措置であって競馬の事業の収支の改善に直接寄与するものとされた(競馬法施行規則第54条の5)。

競馬場の改修その他の整備

その他競馬の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備

### 3 留意事項

#### (1) 特定事業収支改善措置に係る留意点

特定事業収支改善措置については、1号交付金の還付制度の趣旨を踏まえ、以下の点に留意されたい。

地方競馬主催者の事業収支の改善を図るためには、地方競馬主催者の連携が重要であるとして、その推進のために必要な措置を講じているところであり、地方競馬主催者は、特定事業収支改善措置を実施しようとするときは、最大限、認定競馬活性化計画に基づく競馬活性化事業の活用を模索する必要があること。

特定事業収支改善措置を実施し、1号交付金の還付を受けるためには、認定競馬活性化計画に基づく競馬活性化事業等の経営改善を図るための措置では効果的な収支の改善が図られないことが明確である必要があること。

1号交付金の交付猶予措置は認定競馬連携計画に基づく競馬連携事業との併用ができないのと同様に、特定事業収支改善措置は、認定競馬活性化計画に基づく競馬活性化事業との併用はできないこと。

#### (2) 認定申請に係る留意点

地方競馬主催者は、競馬事業の収支が著しく不均衡な状況等にあるため、特定事業収支改善措置以外の方法では収支の改善を図ることが困難である旨の農林水産大臣の認定を受けようとするときは、原則として、特定事業収支改善措置を開始しようとする日の60日前までに申請を行うこととされたい。

また、地方競馬主催者は、当該認定に係る特定事業収支改善措置を実施したときは、当該特定事業収支改善措置を実施した年度に係る決算確定後速やかに農林水産大臣による還付金額の認定を受けるための申請を行うこととされたい。

### 第5 その他

#### 1 場外設備に係る規制緩和

##### (1) 場外設備に係る軽微な変更

場外設備の変更については、その内容の如何に関わらず農林水産大臣の承認が必要とされているが、現在は、競馬会及び地方競馬主催者において適正に場外設備の運営が行われており、競馬の売上げが減少傾向にある中で、既存の場外設備の有効活用により売上げの向上を図り、また、経費の削減を図るためには、場外設備の変更を各主催者の判断で機動的に行えることが必要となっている。

このため、場外設備の変更のうち軽微なものについては農林水産大臣の承認を不要とし、当該変更をしたときは、遅滞なく農林水産大臣へ報告することとされた(競馬法施行令第2条第2項及び第3項(同令第17条の7において準用する場合を含む。))。

当該軽微な変更は、場外設備の延べ床面積の変更を伴わない発売窓口又は払戻窓口

の数の変更とされた（競馬法施行規則第60条及び第61条）。これは、勝馬投票券の発売業務又は払戻業務に直接関わる窓口の数は、場外設備の基本的な事項であることから、その数の変更は設備の概要の変更として従来から農林水産大臣の承認を要することとしてきたが、場外設備の延べ床面積の変更を伴わないという範囲内で規制緩和を行うものである。

このように場外設備の延べ床面積の変更を伴わない発売窓口又は払戻窓口の数の変更については農林水産大臣の承認を不要としたが、競馬会及び地方競馬主催者においては、場外設備の運営に当たって、入場者数に応じた適当な数の発売窓口又は払戻窓口を確保する等勝馬投票券の発売業務又は払戻業務の適正かつ円滑な実施に支障を生じることのないよう留意されたい。

## （２）電話投票に係る設備の取扱い

電話、パソコン等により勝馬投票券の購入の申込みを受け付け、勝馬投票券の発売を行う電話投票センター等については、当初、電話投票が試験的に実施された際に電話投票に係る設備等が既存の場外設備の中に置かれた経緯等から、競馬法施行令第2条（同令第17条の7において準用する場合を含む。以下同じ。）の場外設備として取り扱われてきているところである。

しかしながら、

ア 他の公営競技においても、競馬と同様の電話投票システムが構築されているが、いずれの公営競技においても、電話投票に係る施設・設備については、投票券の発売等に用する施設として大臣の許可等の対象とされていないこと

イ 競馬法施行令第2条における場外設備は、不特定多数の者が来場する施設を想定したものであり、電話投票センター等のような施設は本来想定しておらず、実態としても、電話投票センター等については、不特定多数の者が来場することはないため、周辺の社会生活への影響及び集客施設として設備が十分かどうかを農林水産大臣が承認の形で確認する必要はないこと

ウ 現在においては、電話投票は競馬ファンの間に定着するとともに、競馬会及び地方競馬主催者において適切な運営が行われており、場外設備として取り扱うことにより農林水産大臣が監督を行えるようにしておく必要はないこと

エ 行政改革の重要方針において、競馬の公正・中立性の確保上支障のない範囲内において競馬会に対する主務大臣の関与及び規制の緩和が求められていること等から、今後は、電話投票センター等については、競馬法施行令第2条の場外設備として扱わないこととする。

なお、電話投票センター等の運営に当たっては、勝馬投票券の発売業務等が適正かつ円滑に行われるよう引き続き万全を期されたい。

また、地方競馬主催者において新たに電話投票システム等を構築する場合には、あらかじめその概要を付して農林水産大臣へ届け出られたい。

## 2 都道府県の区域外における競走の実施

## (1) 改正の概要

地方競馬については、原則として、当該都道府県の区域外又は当該指定市町村を包括する都道府県の区域外において競走の実施を行ってはならないとされているところである。しかしながら、地方競馬の事業収支改善のため、地方競馬主催者の連携の促進を図るためには、従来の方策に加え、新たな形式での競走の提供等都道府県の区域を超えた競走の実施が求められていることから、天災地変や競馬場の改修等やむを得ない事由により当該都道府県の区域内において競走が実施できない場合のほか、農林水産大臣の認定を受けた競馬連携計画に従って競馬の事業を実施するために必要であるときについても、農林水産大臣の承認を受けて都道府県の区域外において競走が実施できることとされた(競馬法施行令第17条の2第2項)。

なお、都道府県の区域外における競走の実施を行う場合には、

年間の開催回数の計算については、当該競走は、都道府県の区域外で競走を実施した地方競馬主催者に係る都道府県の区域内において実施されたものとみなすとともに、

開催日数については、競走が実施される都道府県における開催日数の総量規制を維持する観点から、当該競走が実施される日を当該競走が実際に実施される都道府県の区域内における開催日数として扱い、当該都道府県の区域内における開催日数の合計は、当該都道府県の区域内における開催日数の上限(開催回数×6日)は超えることはできない

とされた(競馬法施行規則第29条第3項)。

## (2) 留意事項

### 都道府県の区域外における競走の実施の要件

今回の競馬法施行令の改正により可能となった都道府県の区域外における競走の実施は、認定競馬連携計画に従って競馬の事業を実施するために必要であるときに認められるものであることから、

ア 都道府県の区域外における競走の実施が、認定競馬連携計画に位置付けられていること

イ 都道府県の区域外における競走の実施が、地方競馬主催者間の連携の進展に寄与するものであること

が必要である。

### 承認申請に係る留意点

認定競馬連携計画に従って競馬の事業を実施するために必要があるとして都道府県の区域外における競走を実施するために農林水産大臣の承認を受けようとする地方競馬主催者は、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付し、当該競走を実施しようとする日の60日前までに農林水産大臣へ申請されたい。

ア 当該競走を実施する年月日及び競馬場

イ 当該競走を実施する理由

ウ 当該競走を実施するに当たって、公正かつ円滑な競馬の実施が図られるとする

根拠

なお、都道府県の区域外における競走を実施できる競馬場は、競馬法施行令第17条第1項の指定を受けた競馬場であるので留意されたい。

公正かつ円滑な競馬の実施

都道府県の区域外における競走の実施は、日頃、競馬を実施している競馬場とは別の場所で行われるものであることから、当該競走を実施する地方競馬主催者は、公正かつ円滑な競馬の実施に万全を期すとともに、当該競走が実施される競馬場を管轄する警察署との連携・意思疎通が円滑に図られるよう留意されたい。

### 3 届出の簡素化

#### (1) 中央競馬に係る届出の簡素化

競馬会の自主性・自律性を高める観点から、指定交流競走について免許した調教師又は騎手の氏名等の農林水産大臣への報告が不要とされるとともに(競馬法施行規則第56条第8項)、中央競馬の開催の届出及び中央競馬の終了の届出の届出事項を簡素化することとされた(日本中央競馬会法施行規則第9条第1項及び第10条)。

#### (2) 地方競馬に係る届出の簡素化

指定交流競走について免許した調教師又は騎手の氏名等の協会から農林水産大臣への報告が不要とされるとともに(競馬法施行規則第56条第8項)、地方競馬主催者の自主性・自律性を高める観点から、地方競馬の開催の届出及び地方競馬の終了の届出の届出事項を簡素化することとされた(競馬法施行規則第49条第1項及び第51条)。

## 農林水産省告示第1085号

(原文縦書)

競馬法施行令(昭和23年政令第242号)第17条第1項の規定に基づき地方競馬を開催することができる競馬場として指定した岩見沢競馬場及び北見競馬場については、同条第2項第1号の規定によりその指定を取り消し、昭和29年12月16日農林省告示第832号(地方競馬を開催することができる競馬場指定)の一部を次のように改正する。

平成19年8月30日

農林水産大臣 遠藤 武彦

岩見沢競馬場の項及び北見競馬場の項を削る。

## 馬インフルエンザのまん延防止の基本方針について（抜粋）

（平成19年9月3日19消安第6606号）

（農林水産省消費・安全局動物衛生課長から地方競馬全国協会会長あて）

平素は、馬の自衛防疫の推進についてご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、馬インフルエンザについては、本年8月16日に日本中央競馬会の施設で飼養されている競走馬において、我が国では36年ぶりとなる発生が確認されたことから、発熱などの症状を示した馬の検査、感染馬の隔離、厩舎の消毒の徹底などのまん延防止措置に努めてきたところです。

しかしながら、新たな感染馬の確実な把握等と感染拡大を防止するための万全の措置を講ずる必要があります。このため、先月31日に開催された軽種馬防疫協議会臨時専門委員会において、「馬インフルエンザまん延防止の基本方針」を示し、馬繋養施設における基本的な防疫措置を徹底するとともに、検査陽性馬が確認されている施設等とそれ以外の施設における馬の移出入は原則として行わないこととし、やむを得ずそれらの施設間で馬の移出入を行う場合には、清浄区域等、検疫区域等及び汚染区域等を設定した上で、適切な防疫措置を実施するようお願いしたところです。

については、現在の本病の流行状況等を踏まえ、本病の新たな感染の拡大を防止する観点から、本病の適切な防疫対応をより一層推進いただきたく、別添のとおり「馬インフルエンザまん延防止の基本方針」を送付しますので、本病の防疫対応に遺漏のないようよろしくお願いいたします。

（別添）

### 【馬インフルエンザまん延防止の基本方針】

#### 1 馬の繋養施設における防疫措置

馬への本病ウイルス感染のおそれが高まる中、(1)から(4)までに掲げる事項を実施することにより、新たな感染馬の把握と防疫対策に万全の措置を図ること。

##### (1)衛生管理対策の徹底

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に定める飼養衛生管理基準に準じて馬の飼養衛生管理を行い、本病の侵入予防に努めること。また、飼養馬に対する予防接種を励行し、本病の発生予防に努めること。

##### (2)早期発見・早期診断体制の確保

- ア 毎日、所有者による健康状態の確認又は獣医師による臨床検査を実施すること。なお、ワクチン接種馬では臨床症状が明瞭でない場合もあるので慎重に行うこと。
- イ 所有者が臨床症状（発熱、呼吸器異常）の異常を確認した時は、ただちに獣医師に連絡すること。
- ウ 獣医師は、本病が疑われる場合は速やかにウイルス確認のための検査（簡易検査又はRT-PCR検査。以下「検査」という。）を行い、陽性が確認された時は、管轄する都道府県家畜保健衛生所へ速やかに連絡すること。

### (3)陽性馬が確認された際の措置

- ア 検査陽性馬が確認された場合、収容されている施設、厩舎の消毒及び出入口における人の手指・衣服・靴底、馬の蹄、馬運車、馬具等の消毒を実施すること。
- イ 検査陽性馬は、他の馬にウイルスを拡散させないように、隔離の措置又は移動の制限を実施すること。
- ウ 検査陽性馬との同居歴などから本病への感染が疑われる馬について検査を実施すること。

### (4)施設間の馬の移出入の禁止

本病の早期の終息を目指すためには、新たな感染の拡大を防止することが重要である。このため、検査陽性馬が確認されている施設等とそれ以外の施設における馬の移出入は、原則として行わないこととする。

ただし、やむを得ず施設間の馬の移出入を行う場合には、原則として当該施設において、本病に係る清浄区域等、検疫区域等及び汚染区域等を厳格に設定した上で、2の防疫措置を実施すること。

## 2 馬の移出入条件について

### (1)定義

清浄区域等とは、次の条件を満たした区域又は厩舎をいう。

- ア 発熱等の臨床症状を示した馬については、すべて獣医師による検査により陰性が確認されていること。
- イ 統計学的に95%の信頼度で、区域等ごとに母集団における1%の感染馬を摘発できる検査頭数により少なくとも3日目及び7日目の2回の検査により陰性が確認されていること。
- ウ 検査陽性馬については、陽性となった後14日間以上経過し、簡易検査で陰性が確認されなければ清浄区域等に移動させないこと。
- エ アからウまでの確認がなされていない馬群との接触がないこと。

検疫区域等とは、移出又は移入馬の検疫を行う区域であり、高リスク馬、低リスク馬等が同居する可能性を踏まえて同居感染を防止するための対策が講じられている区域又は厩舎をいう。

隔離区域等とは、陽性が確認された馬の隔離飼育を行う区域であり、他馬との接触がなく、出入り口の消毒や人の出入り制限等の本ウイルスの伝播を防止するための対策が講じられている区域又は厩舎をいう。

## (2)他の施設に馬を移出する場合

検査陽性馬が確認されている施設からの移出

) 移出元における対応

ア 7日間の経過観察を行い臨床症状の異常がないことが確認された馬について、検査で陰性を確認し、馬体を消毒した上で、検疫区域等へ収容すること。

イ 検疫区域等において7日間（ウイルスの潜伏期間及び排泄期間を考慮した期間）の獣医師による臨床検査を行い、異常がなく、かつ、移出日に検査を行い、陰性が確認された馬のみを移出すること。

ウ 移出時には施設、厩舎の出入り口においてヒトの手指・衣服・靴底、馬の蹄、馬運車、馬具等の消毒を実施すること。

) 移出先における対応

ア 移入馬は検疫区域等に収容すること。

イ 移入馬は検疫区域等において7日間の臨床観察並びに移入後3日目及び7日目に獣医師による検査を行い、陰性が確認された馬のみを解放すること。

) 移出元又は移出先において検疫中に異常が確認された場合の対応

ア 移出元及び移出先の施設の検疫区域等の臨床検査において、発熱等の臨床症状が確認された場合には、直ちに獣医師による検査を行うこと。

イ また、検査において、陽性が確認された場合には、本病のまん延を防止するため、当該馬及び検疫区域等において当該検査陽性馬と同居していた馬を速やかに施設内の隔離区域等に隔離すること。

ウ イにより隔離された馬については、14日間の経過観察を行い、臨床症状に異常がないことを確認するとともに、観察後7日目及び14日目の獣医師による検査において陰性が確認された馬のみを移出又は解放すること。

検査陽性馬が確認されていない施設からの移出

) 移出元における対応

検査陽性馬が確認されていない施設（施設全体が(1)の 清浄区域等に該当するものをいう。）においては、本病が流行している状況にかんがみ、当面の間、移出に当たり以下により防疫対策を実施すること。

ア 移出前7日間の経過観察を行い、臨床症状の異常がないことを確認すること。

イ 移出日に検査を行い、陰性が確認された馬のみを移出すること。

ウ 移出時には施設、厩舎の出入口において人の手指・衣服・靴底、馬の蹄、馬運車、馬具等の消毒を実施すること。

) 移出先における対応

ア 移入馬は検疫区域等に収容すること。

イ 移入馬は検疫区域等において7日間の臨床観察並びに移入後3日目及び7日目に獣医師による検査を行い、陰性が確認された馬のみを解放すること。

) 移出先において検疫中に異常が確認された場合の対応

(2)の の )と同じ対応をとること。

### 3 疫学調査

本病の早期の終息及び感染経路の究明を図り、今後の防疫措置に資するため、早急に疫学調査体制を構築するとともに、次の事項について調査を実施すること。

#### 流行状況の把握

本病流行の拡大・終息傾向などウイルスの動きを把握するため、施設ごとの定点において経時的な検査を実施すること。

#### 疫学調査情報の収集・整理

実施した検査データ、検査陽性馬の移動歴など疫学情報について、経時的かつ個体・施設ごとに収集し整理すること。

# できごと

平成19年 8月

8月 2日

創立記念式典・永年勤続者表彰